

## 第1 審査会の結論

「 砂防事業に関して文書の全て（起案から工事概要、入札関係を含む）」の開示請求（以下「本件請求」という。）につき、山梨県知事（以下「実施機関」という。）が別紙「対象行政文書」欄に掲げる行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成28年11月1日付けで行った行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）について、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、実施機関に対し、平成28年10月14日付けで本件請求をした。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を特定し、条例第12条第1項の規定に基づき本件処分を行い、平成28年11月1日付け 建第13563号をもって本件処分の内容を審査請求人に通知した。

実施機関は、平成28年11月7日に審査請求人に対し本件処分に係る開示の実施を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は、実施機関に対し、平成29年1月30日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により本件処分に係る審査請求を行った。

なお、審査請求人が提出した審査請求書について、実施機関は審査請求の内容に形式的な不備があると判断し、審査請求人に対し補正命令を行い、平成29年3月8日に審査請求人から補正された審査請求書を受理している。

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示された文書の一部は開示請求したものではなく、対象文書の特定に誤りがあるので、原処分を取り消し、対象文書の適正な特定による処分を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求をするに当たって、審査請求人は、実施機関の担当者との間で明確な意思表示をしながら、請求する文書の種類に関して調整して開示請求をしたにもかかわらず、開示された文書には審査請求人が請求を意図していない工事施工に関する文書が大量にあったため、納得がいかない。
- (2) 本来開示されるべきでない文書の写しの交付に要して支払った費用の返還を請求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件処分に係る行政文書の特定について

開示請求内容について、平成28年10月17日に電話で審査請求人に確認をしたところ、開示請求する文書は、砂防事業に関する全ての書類のうち、設計に関する文書を除き、契約に係る書類、入札関係書類、地元からの要望資料、過去に行った地元説明会の資料など今回の工事に関する全ての書類であることを確認し、本件対象文書を特定したものである。

##### (2) 本件対象文書の内容について

ア 別紙記載のアからエまでの行政文書は、砂防工事における工事の執行伺いから入札、契約及び支払までの財務処理に関わる一連の文書であり、審査請求人の請求する契約及び入札関係の文書である。

イ 別紙記載のオからコまでの行政文書は、砂防工事における建設工事請負契約の履行に伴い、契約担当者である県及び請負者が発付した各種通知や協議等に係るものであり、審査請求人の請求する砂防工事に関する全ての書類に当たる文書である。

ウ 別紙記載のサからテまでの行政文書は、砂防事業における地元説明会に関する文書であり、審査請求人の請求する地元説明会の資料及び地元からの要望を記載した議事録等である。

##### (3) 審査請求人の主張に対する説明

(1)のとおり、開示請求内容について審査請求人に確認の上、本件対象文書を特定している。

また、本件対象文書の開示を実施した際には、開示内容を説明した上で本件対象文書の写しを交付しており、審査請求人の主張する「開示された文書の一部は請求したものではなく、対象文書の特定に誤りがあるので、本件処分を取り消し、対象文書の適正な特定による処分を求める」とする理由はない。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の認定した事実

審査請求人及び実施機関が提出した資料並びに審査会が調査した結果を総合すれば、次の事実が認められる。

- (1) 本件請求において請求された行政文書は「 砂防事業に関して文書の全て（起案から工事概要、入札関係を含む）」であることから、実施機関の担当者は、開示請求書が到達した時点で、開示対象となる行政文書が大量で、かつ請求内容が漠然としていると考え、開示請求に係る行政文書の特定に当たり、審査請求人に電話をして確認したこと。
- (2) (1)により確認した内容の記録によれば、審査請求人が本件請求で開示を求めた行政文書は、 砂防事業に関するもののうち、契約に関する文書、入札に関する文書、地元からの要望に関する文書、過去に行った地元説明会に関する文書及び当該事業の執行の根拠となる文書の全てということであること。
- (3) 実施機関が当該砂防事業に関して保有している行政文書は全体で82件に及ぶが、本件請求に係る対象行政文書としては、このうちの別紙記載のAからテまでの19件を特定したものであること。
- (4) 審査請求人が審査請求書の提出時に、実施機関に開示は不要として返還する意思で提出した行政文書は、別紙記載イ、ウ及びエの各行政文書に含まれる別紙「審査請求人が開示不要としている文書」欄記載の文書であり、合計で154枚となること。

### 2 審査会の判断

審査請求人が特定に誤りがあると主張している文書は、別紙記載イ、ウ及びエであるから、前記認定事実を踏まえつつ、これらの文書の特定の適否について検討する。

なお、当審査会は本件処分に係る対象行政文書をインカメラ審理により見分した。

#### (1) 別紙記載イについて

別紙記載イは、 砂防工事における建設工事請負契約の締結並びに建設工事請負契約書第9条第1項の規定に基づく監督員の通知について、実施機関としての意思決定を行うために、実施機関の職員が平成 年 月 日に起案し、かつ、同日に所属長の決裁がなされたことが表された文書である。

当該文書には「起案帳票」の他、「監督員通知書案」、「工事の監督について（通知）案」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定による通知書案」が添付されているとともに、締結された「建

設工事請負契約書」、「工程表」及び「現場代理人及び技術者通知書」とその添付書類がそれぞれ決裁を行う上での関係文書として添付されている。

これらの文書のうち、審査請求人が開示不要としている「工事数量総括表」、「土木工事特記仕様書」及び「施工計画書」については、いずれも平成 年 月 日締結の「建設工事請負契約書」に一体のものとして編綴されているものである。

また、審査請求人が開示不要としている「工程表」は、請負業者が当該工事の月別進捗予定や工種ごとの工事スケジュールを表示した文書である。

その他審査請求人が開示不要としている同日付けの「現場代理人及び技術者通知書」とその添付書類については、当該建設工事請負契約書第10条の規定により請負者が県に対して通知するものであり、当該通知には、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の「履歴書」、「現場代理人等がその資格を有することを証する書面（健康保険被保険者証写し、監理技術者講習修了証写し及び監理技術者資格者写し）」、当該工事の施工に際しての「誓約書」、「建設業退職金共済組合掛金収納書」、「経営規模等評価結果通知書」、「保証証書（契約保証）」、「課税事業者届出書」、「入札経過（結果）」、「配置予定技術者の資格・同種工事の施工実績」、「施工計画書」及び「配置予定技術者がその資格を有することを証する書面（健康保険被保険者証写し、監理技術者資格者証写し、監理技術者講習修了証写し及び技術検定合格証明書写し）」が添付されている。

ところで、審査請求人は実施機関である 建設事務所 の担当者による電話での確認の際に契約に関する文書の開示を求める旨の意思を有していたことが認められる。

当審査会が別紙記載イの内容を見分したところ、審査請求人が開示不要であるとしている部分は当該意思決定を行うために必要とされる関係文書全体の一部であるといえ、当該部分も含めて当該工事の契約に係る一体の文書であることが認められる。

開示請求の対象文書に該当する行政文書の特定に当たっては、原則として、一つの行政文書を単位として判断するのであるから、当該行政文書の一部のみを請求の対象とすることが明確に示されていない限り、当該行政文書全体を対象文書として特定すべきであるところ、本件請求については、審査請求人から対象となる行政文書の一部の開示を求める旨の意思が示されているとは認められず、審査請求人が審査請求時点で開示不要とした部分が対象行政文書から除かれるべきものであると実施機関が開示決定時点において判断することは困難かつ不必要であると思料されることから、実施機関による対象行政文書の特定に関し、不適切な点があるとは認められない。

## (2) 別紙記載ウについて

別紙記載ウは、実施機関が平成 年 月 日に 砂防工事に係る一般競争入札（総合評価落札方式）の公告をした文書である。

当該文書は、一般競争入札公告個別事項及び共通事項の他、業者が入札に参加する場合に実施機関に提出する必要がある入札参加申請様式並びに

技術評価資料に係る作成要領及び様式記載例等により構成されている。

これらの文書のうち、審査請求人が開示不要としている「技術評価様式 9・11・13・14・14-1・22」、「現場代理人及び主任技術者等兼務申請書様式（兼務に係る資料を含む。）」、「現場代理人及び主任技術者等兼務申請に対する回答書様式」及び「『低入札価格調査基準価格』および『最低制限価格』の一部改正について」については、いずれも実施機関により山梨県公共事業ポータルサイトにおいて当該入札公告がなされた資料であり、また、「公告文チェックリスト」は、実施機関が当該入札公告を行うに当たり、事前確認のために内部的に使用した文書であるところ、各文書は当該入札公告に係るものとして一体的に編綴されているものである。

ところで、審査請求人は、開示請求書において、当該工事の入札関係の行政文書を請求する旨明記しており、かつ、実施機関である建設事務所  
の担当者による電話での確認の際にも入札に関する文書の開示を求める旨の意思を有していたことが認められる。

当審査会が別紙記載ウの内容を見分したところ、審査請求人が開示不要であるとしている部分は当該入札公告全体の一部であるといえ、当該部分も含めて当該工事の入札に係る一体の文書であることが認められる。

別紙記載ウについても、開示請求の対象に該当する行政文書の特定に当たっては、(1)で述べたとおりであり、審査請求人から対象となる行政文書の一部の開示を求める旨の意思が示されているとはいえず、審査請求人が審査請求時点で開示不要とした部分が対象行政文書から除かれるべきものであると実施機関が開示決定時点において判断することは困難かつ不必要であると思料されることから、実施機関による対象行政文書の特定に関し、不適切な点があるとは認められない。

### (3) 別紙記載エについて

別紙記載エは、実施機関が山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第22条の規定により行った工事執行並びに支出負担行為の伺い文書である。

この支出負担行為とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の3に規定されるものであり、歳出予算等に基づいてその執行として行われる契約その他の行為であって、支出の原因となるものである。

当該文書には、「工事執行並びに支出負担行為伺い起案帳票」の他、「平成 年度実施設計書」、「土木工事特記仕様書」及び「数量計算書」が関係文書として添付されている。

これらの文書のうち、審査請求人が開示不要としている「平成 年度実施設計書」における表題部分・「事業費総括表」・「本工事費」・「工種明細書」・「科目明細書」・「施工単価表（一部）」はいずれも当該実施設計書全体の中の一部であり、「数量計算書」における「工事数量総括表」・「数量計算書 総括表」・「砂防堰堤工 数量計算書」・「S Bウォール工法 数量計算書」・「仮設工 数量計算書（表紙のみ）」はいずれも当該工事に係る数量計算書全体の中の一部である。

また、審査請求人が開示不要としている「工事執行並びに支出負担行為伺い起案帳票」は、当該工事における支出負担行為の内部的な決裁過程を表す文書である。

ところで、審査請求人は実施機関である 建設事務所 の担当者による電話での確認の際に工事の根拠となる文書の開示を求める旨の意思を有していたことが認められる。

当審査会が別紙記載工の内容を見分したところ、支出科目が工事請負費である場合には設計書及び仕様書の添付を要することとされていること（山梨県財務規則第22条の3第1項）からも、審査請求人が開示不要としている部分は当該伺い文書全体の一部であるといえ、当該工事の執行に際し根拠となる一体の文書であることが認められる。

別紙記載工についても、開示請求の対象に該当する行政文書の特定に当たっては、(1)で述べたとおりであり、審査請求人から対象となる行政文書の一部の開示を求める旨の意思が示されているとはいえ、審査請求人が審査請求時点で開示不要とした部分が対象行政文書から除かれるべきものであると実施機関が開示決定時点において判断することは困難かつ不必要であると思料されることから、実施機関による対象行政文書の特定に関し、不適切な点があるとは認められない。

#### (4) その他

審査請求人は、審査請求人が開示不要としている文書の開示に要した費用の返還も求めているが、上記の判断に加え、本件請求が審査請求人の意思により特定の砂防事業に関する文書の全てに対してなされたものであること、既に審査請求人に対し対象行政文書の写しの交付による開示の実施がなされ、開示時点で当該写しを受領していることを総合的に勘案すれば、実施機関に当該費用を返還する義務は生じ得るものではないと思料する。

### 3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成29年 6月30日	諮問 実施機関から弁明書の写しを受理
平成29年 8月 2日	審査請求人からの反論書の写しを受理
平成29年 9月 5日	審議
平成29年10月31日	審議
平成29年12月19日	審議

山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
勝 良三	元代表監査委員	会長代理
東條 正人	弁護士	
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
三好 規正	山梨学院大学大学院法務研究科教授	会長
八巻 佐知子	弁護士	

## 別紙

整理記号	対象行政文書	審査請求人が開示不要としている文書の有無	審査請求人が開示不要としている文書
ア	支出命令書（（ - 砂防工事・前金払）（平成 年 月 日）	なし	-
イ	建設工事請負契約の締結並びに監督員の通知について（平成 年 月 日）	あり	工事数量総括表 土木工事特記仕様書 施工計画書 工程表 現場代理人及び技術者通知書 履歴書 現場代理人等が資格を有することを証する書面（健康保険被保険者証写し、監理技術者講習修了証写し、監理技術者資格者証写し） 誓約書 建設業退職金共済組合掛金収納書 経営規模等評価結果通知書 保証証書（契約保証） 課税事業者届出書 入札経過（結果） 配置予定技術者の資格・同種工事の施工実績 施工計画書 配置予定技術者がその資格を有することを証する書面（健康保険被保険者証写し、監理技術者資格者証写し、監理技術者講習修了証写し、技術検定合格証明書写し）
ウ	「一般競争入札（総合評価落札方式）」公告（平成 年 月 日）	あり	技術評価様式9、11、13、14、14-1、22 現場代理人及び主任技術者等兼務申請書様式（兼務に係る資料を含む。） 現場代理人及び主任技術者等兼務申請に対する回答書様式 「低入札価格調査基準価格」および「最低制限価格」の一部改正について 公告文チェックリスト
エ	（ ）工事執行並びに支出負担行為の何いについて（平成 年 月 日）	あり	工事執行並びに支出負担行為の何い起案帳票 平成28年度実施設計書のうち表題部分・「事業費総括表」・「本工事費」・「工程明細書」・「科目明細書」・「施工単価表（一部）」 数量計算書のうち「工事数量総括表」・「数量計算書 総括表」・「砂防堰堤工 数量計算書」・「S Bウォール工法 数量計算書」・「仮設工 数量計算書（表紙のみ）」
オ	道路工事施工承認申請書について（砂防工事）（平成 年 月 日）	なし	-
カ	工事打合簿（平成 年 月 日）	なし	-
キ	登録内容確認書（平成 年 月 日）	なし	-
ク	工事の監督について（通知）（平成 年 月 日）	なし	-
ケ	工程表（平成 年 月 日）	なし	-
コ	現場代理人及び技術者通知書（平成 年 月 日）	なし	-
サ	打合せ・協議記録（平成 年 月 日）	なし	-
シ	砂防工事の説明会の実施について（平成 年 月 日）	なし	-
ス	打合せ・協議記録（平成 年 月 日）	なし	-
セ	砂防事業の説明会の実施について（平成 年 月 日）	なし	-
ソ	打合せ・協議記録（平成 年 月 日）	なし	-
タ	砂防事業の説明会の実施について（平成 年 月 日）	なし	-
チ	火山砂防事業 事業説明会（平成 年 月 日）	なし	-
ツ	砂防事業説明会の実施について（依頼）（平成 年 月 日）	なし	-
テ	砂防事業説明会の実施について（依頼）（平成 年 月 日）	なし	-